

# 「寛容」概念に関する試論

An Essay on the Concept of 'Toleration'

福 島 清 紀

FUKUSHIMA Kiyonori

はじめに

日本語で「寛容」と訳される *toleration* ( *tolerantia, tolérance, Toleranz, etc* ) は、その源に遡れば西欧の歴史を通じて形成され変容を受けてきた概念であり、しかも時代的な刻印を色濃く帯びていて一義的ではない。本稿はそうした点に注目し、とくに 17 世紀末西欧の思想的動向を視野に入れて「寛容」概念の形成史の素描を試みる。

18 世紀フランスの思想家ヴォルテール( *Voltaire*[*François-Marie Arouet*], 1694-1778 ) は著作『寛容論』( *Traité sur la tolérance*, 1763 ) の第 7 章と第 8 章で、「不寛容 ( *intolérance* )」を正当化するための先例を過去に求めることに対する反証として、ギリシャ人やローマ人は「寛容 ( *tolérant* )」であったと縷々述べている<sup>(1)</sup>。その言説は次のような同書の成立事情に由来するのではないか。

1761 年 10 月 13 日、南仏ラングドック州の州都トゥールーズの布地商人ジャン・カラス ( プロテスタント ) の家で、長男の変死体が発見された。これがいわゆる「カラス事件 ( *L'Affaire Calas* )」の発端である。ジャン・カラスは実子殺しの容疑で逮捕され、1762 年 3 月 10 日、身の潔白を叫びつつ処刑された。やがてフランスとスイスとの国境に近いフェルネーに秘密委員会を設置したヴォルテールは、宗教上の狂信的な差別意識の絡んだこの冤罪事件に自己の精髓を傾注し、世論を喚起することによって被告の名誉回復のために奔走する。著作『寛容論』は、齢 70 に達しようとする「フェルネーの長老」が遂行した、フランス社会の「狂信」・「偏見」に対する果敢な思想闘争の軌跡にほかならない。

このように不寛容な社会的現実在必死に挑んでいたヴォルテールの戦略的な意図はもちろん汲み取ることができるのだが、しかし、ギリシャ人やローマ人といった古代の人々が「寛容 ( *tolérance* )」という概念をそれ自体として考えていたわけではない。「寛容」は、ヨーロッパの人々がルネサンス期に経験する新たな宗教的状况の中で出現した近代的な概念なのである<sup>(2)</sup>。

## 1 . 「寛容」概念の意味変容

さしあたりフランス語の *tolérance* ( トレランス ) を例に挙げよう。この言葉の歴史はそれだけでトレランスという概念の多義性を示している。ラテン語著作家たちにおいては、トレランス

は試練における粘り強さや、諸々の不都合、逆境あるいは自然的な諸要素に耐える力を意味した。

「耐える・我慢する」という意味の語根 *tollo* は、人が自分に対してなす努力を指す。医学的な語彙はこの意味で用いられ、有機体のトレランスは、病的な兆候なしに薬や一定の化学的・物理的作用体の働きに耐える能力のことである。この用法から、個人もしくは集団が変容を被ることなく変化要因の作用に耐える能力を形容する、トレランスの閾値という社会学的概念が派生する。トレランスはまず第一に人が諸事物に対して維持する関係に関わっており<sup>(3)</sup>、それが他者との関係の形態を示すのは意味の転位によるが、やがてトレランスが固有の意味を獲得するものこの方向においてである<sup>(4)</sup>。トレランスが、自他の間にみられる思考様式の差異の認識に立って《他者》の立場を承認する態勢を意味するようになるのは 17 世紀末のことであった<sup>(5)</sup>。

フランス語の 17 世紀的用法を示す文献の一つに、1690 年に初版が出版されたアントワーヌ・フルティエール (Antoine Furetière) の『汎用辞典：一般的なフランス語の古語・新語及び学問・芸術用語をすべて収録』*Dictionnaire universel, contenant généralement tous les mots français, tant vieux que modernes, et les termes des sciences et des arts* がある。同辞典の 1727 年版によれば、「寛容 (tolérance)」は、「異端者 (les Hérétiques)」をどの程度まで「許容 (tolérer)」すべきか、もしくは「許容」すべきでないかという問題をめぐって激論をたたかわせてきた神学者たちの中で、「何年か前から頻繁に使用されるようになった語」である。この語は本来、「許容された事柄 (la chose tolérée)」への暗黙の非難を含んでおり、是認できない事柄であっても、思いやりのある態度でそれを「大目に見ること (un support)」を意味する。また、「世俗的寛容 (la tolérance civile)」と「教会内寛容 (la tolérance ecclésiastique)」とが区別されており、後者は、「教会」において異説が唱えられたとしても、教義の根本に関わるものでなければ、それを「教会」は寛大に扱うことを意味する。これに対して前者は、国家の利益・安寧に反するような教義を教えるのでない限り、いかなる宗派であっても国家は処罰しないということである。この「世俗的ないし政治的寛容」は、宗教の相違に関わりなく「世俗社会 (la société civile)」の法律の恩恵に浴する権利を含む。

しばしば「信教の自由」とも訳されるフランス語の *tolérance* は、この『汎用辞典』の記述を踏まえるならば、世俗社会でキリスト教の諸宗派あるいはキリスト教以外の諸宗教を信奉する自由だけでなく、教会内における少数意見の許容をも含意していたのであり、しかも当初は、是認できない事柄を大目に見るといふ、むしろ消極的な意味で使われていた。しかし、「ユグノー戦争」(1562-98)、「オランダ独立戦争」(1568-1609)、「三十年戦争」(1618-48)などのいわゆる宗教戦争が一応の終結を見た後も、キリスト教の新旧両教徒の対立は消滅するどころか、ヨーロッパ各地の君主・貴族らの世俗的な利害関心をはじめとする政治的要因が深く絡み合い、極めて複雑な様相を呈する状況の中で、「寛容」は、《他者性》の承認を価値とする積極的な意味を担うようになり、諸々の差異が共存する一つの共通世界という観念をもたらす。因みに、そうした意味変化を生み出した人物の一人がフランス人亡命プロテスタント、ピエール・ベール (Pierre Bayle, 1647-1706) であった。ベールはもはやトレランスに「人を見下すような軽蔑的な意味 比較的小さな悪、休戦、取り除けない物事に対する暫定的承認という意味」を与えない。「ベールが強く勧めるトレランスは、個々人の良心に基づくがゆえに、したがってまた精神的多様性に対する誠実な尊重に基づくがゆえに、積極的な意味を帯びている」<sup>(6)</sup>。

このような西欧の新たな「寛容」概念は、国家あるいは世俗社会の中で複数の宗教の共存はいかにして可能か、という問題を解決すべく案出され、信仰の《強制》を生み出す世俗権力の統治原理との緊張関係の場面で形成された。この概念は、「ずっと昔から観念の天空に存在しているのではなく、近代的思考が、諸宗教の共存が世俗の平和の根本条件の一つであるように見える政治権力の概念を構築するに至る、ゆるやかなプロセスの所産」であり、宗教的寛容が積極的な価値をもつに至る歴史は、「支配/服従という対概念の再生産を多様なやり方で保障することをめざす統治形態の歴史」と相即的であった<sup>(7)</sup>。このことを示す思想家として、ベールと並んでイギリスのジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) がいる<sup>(8)</sup>。

## 2. ジョン・ロックとピエール・ベール

ロックの「寛容」思想は、基本的にはイギリスの国家的・国民的自立をめざした《統治》の論理であり、最も初期の『世俗権力二論』<sup>(9)</sup>から『寛容についての試論』*An Essay concerning Toleration*(1667)を経て『寛容についての書簡』*Epistola de Tolerantia* (1689)に至るまで、「権力」概念の組み換えに対する強い関心は宗教的な問題考察の主要動機であり続けた。その過程でロックが対決しなければならなかったのは、1661年から成立し始めた「クラレンドン法典 (Clarendon Code)」が示すアングリカニズムの国家宗教主義的な統治原理である。そうした国家と教会との癒着を断ち切るためには、宗教上の事柄と政治上の事柄とを同時に論究し、双方の位相差を確定することが急務であった。ロックの「寛容」概念にはこのような双務的課題の遂行が託されており、『書簡』は権力の本性と信仰の本性に関する二重の考察にほかならない<sup>(10)</sup>。

ロックの『寛容についての書簡』によれば、「国家 (respublica)」は「市民の財産を保持し促進するためにのみつくられた人間の集まり」<sup>(11)</sup>であり、決して「魂の救済」に踏み込む権限をもたない。一方、「教会 (ecclesia)」は「魂の救済のために神に受け入れられるだろう、と信じるやり方で、神をおおやけに礼拝するため、人々が自発的に結びついている自由な集まり」<sup>(12)</sup>であり、個人の現世的財産に関する行為を遂行することはその役割を逸脱することになる。たとえ教会が破門を行うとしても、破門された人間の身体や財産に何の危害も加えられぬよう留意しなければならない。ロックはこうして「国家」と「教会」それぞれの存立原理を区別し、双方の越権行為に楔を打ち込む。したがって、ある宗教が国家をそれにとって外的な権限に服させようとして教会の目的に背くならば、当の宗教は世俗の平和の諸原理と同時に秩序の区別をも破壊することになるがゆえに、「為政者」によって「寛容」の原理の適用対象から除外されねばならないであろう。このようにロックの宗教的寛容に関する問題設定それ自体が政治的性格を具えていた<sup>(13)</sup>。それではベールの場合はどうか。

オランダに亡命中のロックが「寛容」についての考えを私信の形にまとめ、それを友人リンボルクに送ったのは1685年の冬であった。その同じ年の10月、フランスでは、ルイ14世が「ナント勅令」(1598年)を破棄し、改革派教会の勢力を弾圧し駆逐する政策の法的な仕上げを行う。これは1682年以降先鋭化する「ガリカニズムの要求」と「表裏一体をなすもの」であった<sup>(14)</sup>。フランス国王による教皇のアヴィニョン捕囚が如実に物語っているように、ガリカニズム

(gallicanisme) は、教皇(法王)が教会の最高の権威であり首長であることは認めるが、世俗的な事柄に関する教皇の容喙を排除し、ガリカン教会の自由を主張する。つまり、ガリカニズムは「法王権に対する王権の自立性の主張、王権の支配下に置かれたガリカン教会(フランス教会)の普遍教会に対する相対的独立の要求」<sup>(15)</sup>の二点に要約される。このガリカニズムと、「国王の宗教」のもとにおける国家的宗教統一への志向は、宗教的次元に現われた絶対主義的統治原理の二つの表現形態にすぎない<sup>(16)</sup>。ベールが信仰の《強制》との思想的対決を余儀なくされていた状況の核心部分には、このような統治原理があった。

ベールにとっても信仰の領域における《強制》は「忌むべき非効果的な手段」であるが、『「強いて入らしめよ」というイエス・キリストの言葉に関する哲学的註解』*Commentaire philosophique sur ces paroles de Jésus Christ, "Contrains-les d'entrer"* (1686)の著者の論証の精髓は、寛容のための議論において迫害を正当化すると見なされる「迷える良心(*la conscience érrante*)」というテーマを反転させることにあった。ベールは、「強いて入らしめよ」というくだりを字義通りに解釈して信仰を強制することがいかに誤謬に満ちているかを、様々な角度から論証し、「迷える良心の権利」を主張する。「迷える良心は気まぐれや悪意からではなく無知から生じるがゆえに寛大さと同情に値する」にとどまらず、「迷える良心がその確信において発揮しうる粘り強さそのもの」これを迫害者たちは「頑固さ(*opiniâtreté*)」と呼ぶが「人間の最も高い美德即ち自由の表現」でもある。「ある思考もしくは行動の価値を示すもの」はまさしく「良心の教え」であり、「誤った良心は正しい良心と同じ権利をもつ」。したがって、「寛容」は「あらゆる意見や信念に拡大されうる」。「改宗勧誘員」は頑固者と見なされた人々を「真の信仰」なるものに導こうとするが、「改宗勧誘員は暗に人間の良心の開票立会人を自称している」がゆえに、「神の法に対して罪を犯している」のである。かくして、迫害を自己正当化する「改宗勧誘員」の欺瞞性が白日の下に曝される<sup>(17)</sup>。

### 3. 《共存》への通路としての「他者の立場」

ロックとベールの《強制》批判のための問題設定がいずれも深部において宗教的かつ政治的な枠組みに基づいていたことは、17世紀後半の英仏の現実を特徴づける上述のような歴史的条件に起因するが、本稿では試みに、特にベールの思想から抽出できる事柄として、《他者性》の承認あるいは「他者の立場」の尊重による自己相対化を前提とするいわば相互主義的な論理を指摘しておきたい<sup>(18)</sup>。

自己の立場に対する固着から身を引き離して思考実験的に「他者の立場」へと移動することに意義を見出す発想は、すでにライプニッツ(*Gottfried Wilhelm Leibniz, 1646-1716*)に見られる。ライプニッツは、外交官として当代ヨーロッパの国際政局の場で活動した自己の経験をもまじえて、ある断片で次のように言う。「他者の立場(*la place d'autrui*)は、政治においても道德においても真の観点である。そして、他者の立場に身を置くというイエス・キリストの教えは、隣人への義務を知るためにわれらの主が語る目的、即ち道德に役立つだけでなく、隣人がわれわれに対してもちうる観点を知るために政治にも役立つ。そうした観点に近づくには、隣人の立場に身を置くか、敵である君主あるいは疑わしい君主の国家の顧問や大臣のふりをするのが最も良い。

そうすれば、隣人が企てる可能性のあること、その隣人に助言できることに思い至る。このような虚構 (cette fiction) はわれわれの思考を刺激するし、他の場所で仕組まれたことを私が正確に見抜くことに一度ならず役立った。(中略) かくして言えるのは、道徳においても政治においても他者の立場は、それなくしてはわれわれに思い浮かばないであろう考案を見つけさせてくれるのに適した立場であり、われわれが他者の立場にあれば不正だと思ふであろうことはすべて、不正の恐れがあるように見えるにちがいないということである。」<sup>(19)</sup> (傍点部分は原文がイタリック)

自己の立場から「他者の立場」への移動は、ライブニッツ自身がいみじくも言うように「虚構」ではあるが、自己が為すこととその帰結を深く内省するのに適した考察をもたらさしめるであろう。そういう視点で実際に著作を書き、同志ともいうべき亡命プロテスタントの集団に鋭く内省を迫ったのがベールである。

その著作とは、1690年4月に出版された『フランスへの近き帰国につき、亡命者に与うる重大なる忠告』*L'Avis important aux réfugiés sur leur prochain retour en France* と題する小冊子である。著者名は「C.L.A.A.P.D.P.氏」と表記され、「1690年のお年玉として一亡命者に呈す」という文言が添えられている。この作品は、見たところ一人のカトリック教徒によって書かれたものだが、これはベールによる偽装であった<sup>(20)</sup>。ナント勅令の廃止によりフランスを追われ、いつの日か故国に帰還したいと望むプロテスタントたちに向かって多数派の宗教の名において語る問題提起の書である。

この文書は痛烈な皮肉で始まる。「ご覧なさい、1689年という期限は切れましたが、記憶に値することは何も起こりませんでした。この年は、ローマ教会全般にとって、フランスにとってはなおさら破局をもたらすであろうと、(中略) あなたがたは途方もない期待を抱いておいででした。」<sup>(21)</sup> このような言葉が綴られた背景には、ベールを論敵としていた同じく亡命プロテスタントのピエール・ジュリユー (Pierre Jurieu, 1637-1713) による解放予言があった。ロツテルダムの牧師にして熱烈なるカルヴァン主義者ジュリユーは、1686年4月から半月毎に刊行した『牧会書簡』*Lettres pastorales adressées aux fidèles de France* の第1年度第7書簡 (1686年12月1日付) で、ベアルヌ (「竜騎兵」の最初の派遣地) やセヴェンヌで旧約聖書の『詩篇』を歌う声がどこからともなく聞こえてきたとする事例を幾つも紹介したのち、一つの確信を信徒たちに語っていた、「あなたがたの解放は近い」と<sup>(22)</sup>。これは同年3月末に世に出てセンセーションを巻き起こしたジュリユーの『予言の成就』*L'Accomplissement des prophéties* の黙示録的メッセージを思い出させた。聖書の予言の解釈によれば、神はナント勅令廃止の3年半後に必ずやフランスの教会を解放できるであろう。千年王国説的靈感が生み出したこのような期待は、教会会議によって批判されたにもかかわらず、迫害された人々や亡命者たちの間に急速に広まり、他の牧師たちの書簡にもその反響が見られた<sup>(23)</sup>。けれども、ナント勅令廃止後の数年間は過ぎ去り、ジュリユーの黙示録的な期待はいとも簡単に裏切られた。彼の願いは部分的には実現したが、フランスの国外においてである。カトリックの王ジェームズ2世を廃位しオランジェ公ヴィレムを迎え入れた、1688-1689年のイギリスの「名誉革命」をジュリユーは賞賛する。ヴィレムの組織した同盟とフランスとの戦争が不可避となりつつある状況において、当の牧師は、帰国の可能性を視野に入れながらも、すべての亡命者にフランスと戦うよう呼びかけた。しかしながら、ジュリユーのようなカリスマ的な指導者はあまり必要とされなくなり、彼が長きにわたって主導権を握

ったことに対する周囲からの反撥も手伝って、次第に孤立を深める<sup>(24)</sup>。

『忠告』の著者は冒頭で予言の成就が叶わなかったことを皮肉ったのち、「あなたがたが亡命地で吸い込んで、危険きわまる実に憎むべき二つの病に感染した悪しき空気から心身を浄化するため、フランスに足を踏み入れる前に一種の検疫を施す」よう注意を促す<sup>(25)</sup>。ここに言う「二つの病」とは、「諷刺の精神 (l'esprit de Satyre)」と「この世に無政府状態を、世俗社会にこの上なく深刻な禍を導き入れるにほかならぬある種の共和主義的精神 (un certain esprit Républicain)」であり<sup>(26)</sup>、著者はこの二点について「友人として」語っている。

これと同じ趣旨の記述は、『忠告』の前年に出版された『亡命者の手紙に対する新改宗者の返事』*Réponse d'un nouveau converti à la lettre d'un réfugié* (1689)の末尾にも見られる。ベールは、あるフランス人の視点と声を取り入れて、特にジュリユーの一種の社会契約説的な政治理論を次のように批判していた。

「国家ははじめにうちたてられるのと同じ手段で維持される、という政治家たちの指摘もあるから、われわれがヨーロッパで足場を築いた時の主たる武器だった反乱と諷刺の精神は念いりに育て上げねばならない　そんなふうにあなたがたは考えておられるのかもわかりません。しかし請け合いますが、それは得より損のほうが多いのです。神がその教会に与えられる特別の保護を別にすれば、一方では正統の主権者に反乱を起こし、他方では考えられるかぎりの恥ずべき中傷で地上を充たすという、あなたがたの不治の持病ほど、統一の中心に、母の胸の内に固く留まる気をカトリック教徒に起こさせるものはないのですから。前世紀にフランスでおおいに発揮なさったこの良からぬ精神が、どれだけ多くのカトリック教徒を正道に留めたとお思いですか。」<sup>(27)</sup>

ジュリユーは『牧会書簡』第3年度第17書簡(1689年5月1日付)で「契約 (un pacte)」という用語を用いて政治理論(抵抗権理論)を開陳した。それによれば、「主権」はその起源を「国民」にもっており、「国民」が「主権者」に「主権と権力」を与える。そして、「君主」と「国民」との間には「相互的かつ必然的な契約 (un pacte mutual et nécessaire)」があり、いかなる「契約」においても、一方の違反によって他方は義務を免じられる<sup>(28)</sup>。言い換えれば、違反が生じた場合、国民がその君主に対して自分たちの正当性を主張すべく武力に訴えることができるということである。このような理論は、ある意味でグロティウスに発する《自然法学派》の系譜に属しており、「相互制裁への社会契約の理論がユグノーの思想においてもフランス語圏の文化においても時代を画するものであることは確かである」<sup>(29)</sup>。

だが、ベールがひどく恐れたのは、ジュリユーの行き過ぎがフランスの体制に対して亡命者たちの評判を落とし、実現するかもしれない彼らの帰国に不利益を与えるのではないか、ということであった。『忠告』は、フランスでは「共和主義的精神」がいかに悪意ある目で見られているかを亡命者たちに思い出させる試みである<sup>(30)</sup>。ナント勅令の撤回によって出国を余儀なくされた亡命者たちが、理不尽な排除の論理によって苦闘を強いられたことは疑うべくもない。しかし彼らが故国に帰還したいとの願いを少しでも抱いているのであれば、現実的にはどのような問題を考え抜かなければならないのか。ベールはあえて「他者」の視点から問いを發したのである。『忠告』は亡命プロテスタントたちの煽動的な振る舞いを批判して次のように言う。

「あなたがたが無数の小品で流布し、同じ円周の様々な点から引かれた線のように、次のような中心・主要点に達する煽動的なドグマに基づいて身を処するならば、世俗社会はどうなるでし

ようか。そのドグマとは、主権者と臣民は相互に契約によって幾つかの事柄を遵守する義務を負っている。もし主権者が自分で約束したことに背くに至るならば、臣民はそのことによって忠誠の誓いから解放され、主権者の言葉に背くことにすべての国民が反対しよう、大多数が賛成しよう、新たな主人に拘束されてよい、というものです。これがそちら側の著述家たちが行っている実際の主張であることをあなたがたに証明するのは、私にとってはたやすいことです。なぜなら、件の著述家たちの主張によれば、あなたがたに公式に与えられていた諸々の勅令が撤回されたのち、あなたがたは、反乱を起こすこと、そしてわれらの国境に侵入するであろう敵に加わることが許されているからです。」<sup>(31)</sup> (傍点部分は原文がイタリック)

自分たちのために寛容を要求する人々は、相互的にカトリックに良心の自由と礼拝の自由を認める用意があるのか。ユグノーたちの政治的選択は、彼らが主張する宗教的寛容の原理との一貫性を備えているのか。宗教戦争の時代にプロテスタントが優勢であった地域では、カトリック教徒たちは自己の礼拝の自由な実行に対する抑圧とまではいかずとも、まぎれもなく制限を経験した。さらに確かなことに、多くのユグノーはイギリスの名誉革命を支持しているが、この革命は、カトリック教徒であるジェームズ2世が基礎を築いた宗教的自由の体制を廃止し、この国で16世紀以来すべての非国教徒を苦しめてきたオストラシスム(陶片追放)を復活させたばかりである、云々。

このような筆致で書かれている文書は、ベールの宗教的同志たちにとって読むのが辛いパラドクサルな作品であり、明晰さと意識の正常さを要する集団的な内省の実行を促すものであった。これは多くの同志たちに刃を突きつけるようなラディカリズムを示すものであったがゆえに、彼らに衝撃を与え、ベールが属している亡命者信徒団の内部で彼が敵とみなしていた連中に武器を提供したのである<sup>(32)</sup>。

#### 4. 結びにかえて

以上、17世紀末西欧の思想的動向を視野に入れて、「寛容」概念の形成史の一端を粗略ながら考察したが、前節で言及した『忠告』だけとってみても、さらなる考察を要する事柄は多岐にわたる。

『哲学的註解』から『忠告』に至るまでには、ベールとジュリユーとの間で執拗に論争が行われたプロセスがある。ジュリユーが1687年3月に刊行した『二つの主権者の権利について』*Des droits des deux souverains en matière de religion* は『哲学的註解』の最初の二部に対する反論であり、これに対してベールは1688年に『「強いて入らしめよ」というイエス・キリストの言葉に関する哲学的註解・補遺』*Supplément du commentaire philosophique sur ces paroles de Jésus-Christ, " Contains-les d'entrer "*、1689年初頭には『亡命者の手紙に対する新改宗者の返事』(1689)を書き、さらにジュリユーが1689年4月から『牧会書簡』で『返事』への応答を展開するといった具合である。近代西欧思想史の文脈の中に『忠告』を過不足なく位置づけるには、同書の内容の立ち入った考察もさることながら、ジュリユーの政治理論やカトリック教会の動きも含めて、上述の過程で何が争点であったかを明らかにする必要がある。

また、当時の亡命プロテスタントたちが組み込まれていた西欧の歴史的状況、カルヴァンがジ

ユネーヴに一種の神政政治を実現しようとする過程でミカエル・セルヴェトゥスを異端者として焚殺した事件が亡命者たちに投げかけていた問題(いわゆる「セルヴェトゥス問題」)等々について、立ち入った分析を行うことも不可欠である。これらの作業については、紙幅の都合により稿を改めて試みたい。

注

- ( 1 ) 『カラス事件』( 中川信訳、富山房、1978 年 ) 117 - 126 頁。
- ( 2 ) Cf. *La tolérance*, Textes choisis & présentés par Julie Saada-Gendron, Flammarion, Paris 1999, p.17-18. 法政大学言語・文化センター「言語と文化」第 4 号 ( 2007 年 1 月 ) 掲載の拙稿「ヴォルテールの寛容思想 『寛容論』再考(1) 」参照。
- ( 3 ) この語は現代においても「耐性」・「( 許容 ) 誤差」などの意味を保持している。
- ( 4 ) Cf. *La tolérance*, p.15.
- ( 5 ) Cf. *Dictionnaire du français classique*, par Jean Dubois, René Lagane et Alain Lerond, Larousse, Paris 1971, p.535.
- ( 6 ) Elisabeth Labrousse, *Pierre Bayle , Du Pays de Foix à la cité d'Erasmus*, Martinus Nijhoff, La Haye, 1963, p.212-213.
- ( 7 ) *Les fondements philosophiques de la tolérance en France et en Angleterre au 17<sup>e</sup> siècle*, sous la dir. de Yves Charles Zarka, Franck Lessay, John Rogers, Tome Études, PUF, Paris, 2002, p. .
- ( 8 ) 英仏という枠を離れて言えば、正統を僭称するカルヴァン派の跳梁に対して、国家主権と個人の自由との関わりを問い直すべく『神学・政治論』*Tractatus Theologico-Politicus*(1670) を書いたスピノザ、教会合同計画を立案しガリカン教会の重鎮ボシュエとの往復書簡を通じて粘り強い活動を展開したライプニッツ、これら同じ 17 世紀の思想家の名も思い浮かぶが、本稿では言及の対象をロックとベールに限定した。
- ( 9 ) *John Locke: Two Tracts on Government*, edited with An Introduction, Notes and Translation by Philip Abrams, Cambridge, 1967.
- ( 10 ) Cf. John Locke, *Lettre sur la tolérance et autres textes*, Traduction par Jean Le Clerc et Jean-Fabien Spitz, Introduction, notes, bibliographie et chronologie par Jean-Fabien Spitz, Flammarion, Paris, 1992, p.15;法政大学言語・文化センター「言語と文化」第 3 号 ( 2006 年 1 月 ) 掲載の拙稿「ジョン・ロックの寛容思想 『寛容についての書簡』を中心に 」参照。
- ( 11 ) ジョン・ロック 『寛容についての書簡』( レイモンド・クリバンスキー序、平野耿訳注、朝日出版社、1970 年 ) 9 頁。以下、平野訳と略記。
- ( 12 ) 平野訳、15 頁。
- ( 13 ) この点については前出拙稿「ジョン・ロックの寛容思想」参照。
- ( 14 ) 法政大学出版局刊ピエール・ベール著作集第 2 巻、『寛容論集』( 野沢協訳、1979 年 ) 755 頁。以下、この巻からの引用に際しては野沢訳と略記。
- ( 15 ) 同上。



- (16) 同上。
- (17) *Les fondements philosophiques de la tolérance*, Tome , p. .
- (18) この点については、*Les fondements philosophiques de la tolérance*, Tome の冒頭に  
Présentation générale として収められた Y.C.Zarka の La tolérance ou comment  
coexister: anciens et nouveaux enjeux に負うところ大である(富山国際大学「国際教養学  
部紀要」第4巻[2008年3月]掲載の拙訳「Y.C.ザルカ「寛容、あるいは共存の仕方：新旧  
の問題点」」参照)。上記のザルカの論考は、「寛容概念に固有の相互性の原理」が今日の「引  
き裂かれた世界における共存の諸条件(アイデンティティ、差異、承認、境界、諸々の歴史  
の平等な尊厳、相対的な正義等々)」を考えることを可能にするという視点を呈示しており、  
21世紀の現代世界が直面している問題を考察するうえで極めて示唆に富む。
- (19) G.W.Leibniz, *Textes inédits d'après les manuscrits de la Bibliothèque provinciale de  
Hanovre*, publiés et annotés par Gaston Grua, PUF, Paris, 1948, , p.699-701.
- (20) この文書を最終的に仕上げたのはベールであるが、最初の着想は、オランダに亡命してい  
た別の「ユグノー」、ダニエル・ド・ラロック(Daniel de Larroque, 1660-1731)によるも  
のであった。ド・ラロックは、ベールの友人であったルーアンの牧師の息子であり、ベール  
がこの牧師を頻りに訪ねていたことが二人の出会いのきっかけである。1687年、ロッテルダ  
ムに居を定めたド・ラロックは当地でベールと親交を深め、同年ベールが病に伏したとき、  
数ヶ月間『文芸共和国通信』*Nouvelles de la république des lettres*(ベールが1684年に発  
刊)の発行を代行した。1689年秋、オランダを離れてハノーファーのイギリス大使の秘書官  
として赴任する前に、ド・ラロックはこの作品の最初の草稿を秘密厳守の約束でベールに託  
し(その後フランスに戻りプロテスタントを誓絶)このテキストを校訂し出版する責  
務を負ったベールは加筆修正に着手する(Cf. Labrousse, op.cit., p.218-221; Eric R. Briggs,  
Bayle ou Larroque? De qui est l'Avis important aux réfugiés de 1690 et de 1692?, in *De  
l'Humanisme aux Lumières, Bayle et le protestantisme, Mélanges en l'honneur  
d'Elisabeth Labrousse*, Voltaire Foundation, Oxford, 1996, p.509-510)。
- 原稿の執筆に両者がそれぞれどの程度関わったかについては推測するしかないが、作品の  
核心については、全くベールに帰せられることは疑いない。ラブルースの指摘によれば、「こ  
の作品で主張されている思想は、まさしくベールが彼の同宗者の注意を引きたいと願ってい  
た思想であることは確実である」(Labrousse, op.cit., p.221)。
- なお、この文書の表題の訳し方は野沢訳(729頁)に従った。『忠告』が書かれた背景とそ  
れが誘発した状況については、野沢訳の728-729頁及び796-800頁参照。
- (21) *L'Avis*, p.5. 『忠告』からの引用に際しては、フランス国立図書館がウェブ上で閲覧に供し  
ているPDFファイルに依拠し、*L'Avis*と略記して同ファイルのページ数を記す。
- (22) Pierre Bayle, *Œuvres diverses, Volumes supplémentaires* , éditées par Robin Howells,  
Georg Olms Verlag, Hildesheim · Zürich · New York, 1988, Nachdruck der Ausgabe  
Rotterdam 1686-1695, Première année, p.56.以下、この巻は *OD*と略記。
- (23) Cf. *OD*, p. .
- (24) Cf. *OD*, p. .

(25) *L'Avis*, p.6.

(26) *Ibid.*

(27) 野沢訳、610頁。

(28) *OD*, Troisième année, p.130.

(29) *OD*, p. L . . . . .ただ、「主権者」たる国民と統治する「主権者」との区別を導入することを忘れていた点で、ジュリユールの理論には曖昧さがつきまとう(Cf. *Ibid.*)。1689年、イギリスにおけるプロテスタントの勝利の結果、ジュリユールは国民主権を主張するが、彼は一貫してその立場のみを堅持したわけではなかった。ジュリユールは、主義としては必ずしも君主の権力の敵でもなければフランス王の敵でもない(Cf. *OD*, p. L)。政治的権威という大きな問題に手をつけながらも、彼はそれに逆らう。「主権者の権利について推論しても無駄である。これはわれわれが足を踏み入れたくない問題である。神の権利、国民の権利、そして王の権利、これらが切り離せないことを知りさえすればよい。そのことは良識が証明している。」(*OD*, Troisième année, p.67)このようにジュリユールの国民主権論の背後には君主制原理と真っ向から衝突しようとする熱意の欠如さえ垣間見える。

(30) Cf. *OD*, p. L . . . . .

(31) *L'Avis*, p.70-71.

(32) *Les fondements philosophiques de la tolérance*, Tome , p.333-335.